

# 徳島県個人情報保護審査会答申第126号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

平成30年10月30日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県公用車と接触した件に関する書類全部 管財課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年12月13日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成〇年〇月〇日付け県有車両等事故速報及び立案文書ほか92件（以下「事故関係書類」という。）」と特定した上で、当該情報が条例第16条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」に該当するとして、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成30年12月25日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和3年3月22日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本来あるべき（保険会社）から報告された資料（〇〇）から審査請求人に提出されたカラー写真を出せ。

### 2 審査請求の理由

条例第20条第1項の規定により次のとおり部分開示と決定したが、県は、本来、保険会社からカラー写真等の書類報告されている資料である。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

### 1 本件決定の理由

- (1) 平成30年10月30日付けで審査請求人から出された「私が県公用車と接触した件に関する書類全部」についての個人情報開示請求に対し、実施機関は、対象文書を事故関係書類と特定した上で、条例第16条第2号に規定された「開示請求者以外の個人に関する情報」である県職員の免許証の一部及び旅行命令簿の出張番号を除いて、本件決定を行ったものである。
- (2) 審査請求人が開示を求めているのは、審査請求の理由により、保険会社から審査請求人に報告されたカラー写真等の書類（以下「本件書類」という。）であると解されるが、本件書類は保険会社から審査請求人あてに報告されたものであり、本件書類については、後日、保険会社から、白黒コピーしか取得しておらず、カラー写真は取得していない。
- (3) 審査請求人は、本件書類について、実施機関に本来あるべき書類と独自に判断して審査請求を行ったものであると思われるが、そのような事実はなく、この度の本件請求については、実施機関は、保険会社から取得した本件書類の白黒コピーを審査請求人に開示したものである。
- (4) 以上により、本件請求については、個人に関する情報を除いて、その時点で保有している全ての文書について開示しており、その中に、実施機関が保有していない本件書類は当然含まれていない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、公用車と接触した事故に係る書類であると解される。

### 2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を事故関係書類と特定し、条例第16条第2号に該当するとして一部を非開示としている。また、事故関係書類のほかに本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張していることから、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

#### (1) 条例第16条第2号の該当性について

ア 本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」を非開示情報と定めたものである。ただし、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は非開示情報から除外している。

「開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」とは、法令

又は社会通念に照らして、当該個人が有すると考えられる利益が害される場合をいい、当該個人の正当な利益が害されるかどうかについては、開示請求者と当該個人との関係や当該個人の情報の内容等を勘案して個別に判断する必要がある。

イ 当審査会において、事故関係書類の非開示部分を見分したところ、非開示とした情報は、県職員の免許証の一部及び旅行命令簿の出張番号であった。当該情報は、開示請求者以外の者の個人情報であり、開示することにより開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる。さらに、同号ただし書きに該当する事情も認められない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報、条例第16条第2号に該当することから、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

(2) 本件書類の保有の有無について

ア 実施機関によると、審査請求人が開示を求めているのは、審査請求の理由により、本件書類であると解されるが、本件書類は保険会社から審査請求人あてに報告されたものであり、実施機関は、保険会社からカラー写真を取得していないとのことである。

イ 当審査会において、事故関係書類を見分したところ、実施機関が保険会社から取得した平成〇年〇月〇日付けの書類には、審査請求人に送付した書類の写しを送付する旨の記載があることから、カラー写真を取得していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点は認められない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、事故関係書類と特定し、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

## 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年 6月 7日	諮問
令和 3年12月10日	審議 (第138回審査会)
令和 4年 1月28日	審議 (第139回審査会)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長